

保険窓販に係る弊害防止措置 の見直しについて

平成23年5月27日

社団法人 全国信用金庫協会

信用金庫として保険窓販に係る規制全般を緩和する方向での見直しを要望、
とりわけ以下の2点は是非見直していただきたい。

<要望①>

事業性融資先である小規模事業者にお勤めの従業員等に対する募集制限の撤廃

事業性融資先である小規模事業者の役員・従業員を、募集制限先から除外していただきたい。

<要望②>

事業性融資先に対する保険金額制限の撤廃・見直し

事業性融資先の会員等に対する保険金額制限について、撤廃または見直しを行っていただきたい。

<現状の規制>

信用金庫の殆どの融資取引先事業者の役員・従業員に対しては、保険募集そのものが制限されている。

⇒(実務例)勤務先を確認、勤務先に融資がある場合は募集停止、謝絶する。

<現状の規制>

年金以外の生命保険と、第三分野保険(医療・がん・介護等)については、加入できる保険金額が制限されている。

⇒(実務例)がん入院日額1万円、医療同5千円(両方で1万円)が上限。

- ・お客様への説明に苦慮しており、従業員や取引先本体からの苦情・トラブルに発展する可能性があります。
- ・お客様のニーズに応えられないうえ、規制についての理解が得られません。

信用金庫は相互扶助を目的とする協同組織金融機関であり、そもそも「圧力販売」の懸念はないので、募集制限や保険金額制限規制は全く必要ありません。

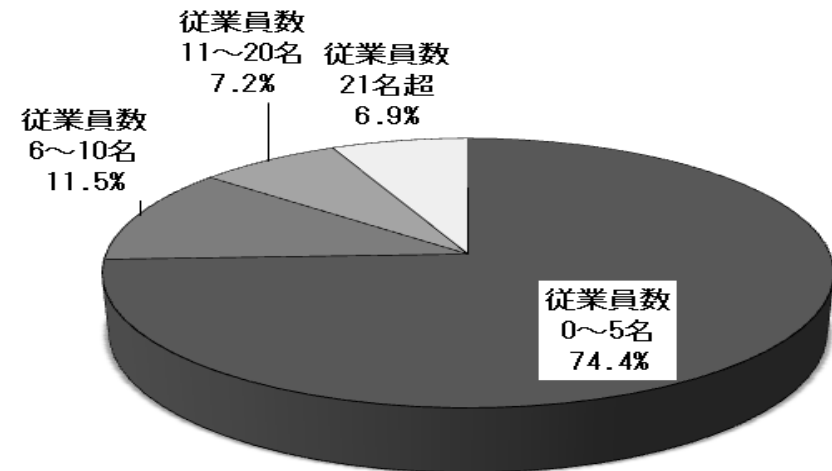
むしろ、顧客のニーズに十分配慮したコンサルティング機能の発揮に際し、これから地域金融機関として果たすべき役割の障害となりかねません。

信用金庫の貸出先の93%を占める小規模事業者(従業員0~20名の法人・個人事業主)に属する役員・従業員は、勤務先が会員であっても信用金庫で保険に加入することができません。

信用金庫は、相互扶助を目的とする協同組織金融機関です。

組 織	相互扶助を目的とする非営利の金融機関
事業地区	定款に定められた狭い範囲の事業地区に限定
取引先	取引先は、原則として会員(中小企業、地域住民)に限定
出 資	会員からの出資を基本とし、出資の多寡に拘わらず1議決権を有する
貸出方針	地域の小規模事業者等に対する小口多数取引に努めることが貸出の基本方針

信用金庫の貸出先は、従業員20名以下の層が93%(5名以下が74%)を超えています。



従業員規模別貸出先構成比

集計対象は、地方公共団体及び住宅ローン・消費性ローンのみの先を除く法人・個人事業主
(平成20年3月末現在～全信協調べ有効回答256金庫)

現行の規制では、従業員20名以下の小規模事業者については、

- ・勤務先の融資取引状況など知り得ない従業員が、任意に保険申込みをした場合であっても一律謝絶
- ・たとえ勤務先が会員であっても、代表者以外の役員・従業員に対しては一律謝絶
- ・謝絶にあたっては、勤務先の融資取引情報自体が守秘すべき情報であり、理由が説明できない

このため、地域のお客さまに正しい情報発信ができないうえ、コンサルティング機能の質の低下を招いています。

(参考2) 事業性融資先に対する保険金額制限について

協同組織金融機関である信用金庫は、圧力販売の懸念がないとして、会員（代表者を含む）に対する保険販売が認められていますが、弊害の可能性を考慮するとして保険金額制限が設けられています。

事業性融資(保険募集制限)先	信用金庫
会員である法人	○(金額制限あり)
会員である法人の代表者	○(金額制限あり)
会員である個人事業主	○(金額制限あり)
会員である小規模事業者 [※] に属する役員・従業員	×(販売不可)

※基本措置～常時使用する従業員50名以下の事業者、地域金融機関～20名以下の事業者

現行の金額制限では、異なる商品に跨る合計限度額になっており、保険販売が認められているお客様のご要望に対して、コンサルティング機能を発揮しようとしても・・・

- ・ 医療保険で上限とされる入院日額5千円、がん保険1万円(両方で1万円まで)は、市中で一般に販売されている最低の保障プランであり、しかも実態としていずれか一つの商品しか利用できません。
- ・ がん保険(生存給付年金月額5万円)と、介護保険(同5万円、両方で5万円まで)でも、同様のケースが生じています。
- ・ しかも契約者一人分しか加入できないため、子ども2人の申込みの場合は、いずれか謝絶せざるを得ません。

このため、信用金庫では「医療保険」「がん保険」「介護保険」のいずれか一つの商品の最低プランで1回しか利用できないケースも生じるなど、顧客利便はもとより、地域密着型金融のメリットが損なわれています。